

昭和五十三年六月十三日受領
答 弁 第 四 七 号

(質問の 四七)

内閣衆質八四第四七号

昭和五十三年六月十三日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員清水勇君提出官公需印刷物の入札制度及び一般印刷物の海外発注問題に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員清水勇君提出官公需印刷物の入札制度及び一般印刷物の海外発注問題に関する質問に対する答弁書

一について

1 官公庁の印刷物の発注に係る契約は、その契約の内容によつて、製造の請負契約である場合とその他の契約である場合とがある。

2 その契約の内容に応じて、各地方公共団体が判断すべきものと考ええる。

二について

日本から韓国に対する一般印刷物の発注については、従来から実態は握の要請があることは承知しているが、種々困難な問題もあるので、通商産業省においてその可能性等について現在検討を行っているところである。

右答弁する。